

旅館業許可申請の手引き

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

令和6年6月

目 次

1. 旅館業とは	P1
2. 旅館業許可の取得について	P4
3. 旅館業営業許可後の手続き(変更、廃止、承継)について	P15
4. 構造設備の基準	P17
5. 衛生措置の基準	P21
6. その他	P25

1. 旅館業とは

【旅館業の定義】

旅館業法（以下、「法」という。）では、旅館業とは、「**宿泊料(※)を受けて人を宿泊させる営業**」と定義されています。また、「宿泊」とは「**寝具を使用して施設を利用すること**」とされています。（法第2条）

ただし、労働基準法の対象となり同法第89条の届出義務のある就業規則に包含されていて、労働基準監督署の監督を受ける宿泊施設（会社、工場等の寮）は旅館業の対象外となります。

※「宿泊料」とは？

宿泊料という名称でなくても、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる**休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費等**は宿泊料に含まれます。

※宿泊料には該当しない食事代の実費又は社会通念上食事代と考えられる額のみを徴収する場合は、旅館業に該当しません。

※宿泊に際し、利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も「寝具を使用して」に該当し、法の適用を受けます。

※時間単位で利用する施設でも寝具を使用する限りは適用を受ける。

※ウィークリー、マンスリーマンションについて

マンションの一部を期間を決めて宿泊させる営業、いわゆるウィークリー、マンスリーマンションは、宅地建物取引業と旅館業の中間的な営業形態であることから、沖縄県においては、下記のとおり取り扱っています。

(ア) 1日（1泊）から1週間（7泊8日）を単位とするウィークリーマンションは旅館業に該当する。

(イ) 1週間（7泊8日）を上回る期間を単位とするウィークリーマンション及びマンスリーマンションは、次の2点を満たす場合は旅館業とする。

- 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者の居る部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること。
- 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること。

※宿泊施設は必ずしも建築物である必要はありません。

車輪を固定したトレーラーハウスや係留中の船舶などで運送業務に通常随伴する程度を超えて休憩又は宿泊をさせる場合も、旅館施設に該当することがあります。

【旅館業の種別】

旅館業は設備や業態によって、**旅館・ホテル営業**、**簡易宿所営業**、**下宿営業**の3つの種類に分けられます。

■ **旅館・ホテル営業**：施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

■ **簡易宿所営業**：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

■ **下宿営業**：施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

※「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が令和5年12月13日に施行され、下記の内容が追加されました。

(1) 旅館業の施設における感染症まん延防止対策

営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、協力を求めることができるようになりました。

(2) 差別防止のさらなる徹底等

営業者が旅館業の施設において、特定感染症の蔓延の防止に必要な対策を適切に講じ、高齢者、障害者その他の特に配慮を必要とする者に対して、特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するために、旅館業の従業員に対して必要な研修を行うことが努力義務となりました。

(3) 宿泊拒否制限

営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊を拒むことができる事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明する必要があります。

(4) 相談窓口の明確化

利用者側が営業者から不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否がなされた場合や営業者側が協力の求めや宿泊拒否に関して悩んだ場合に相談できる相談窓口が明確になり、相談内容の関連団体の他、自治体の相談窓口が厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00007.html）に掲載されています。

(5) 旅館業の事業譲渡に寄る営業者の地位の承継

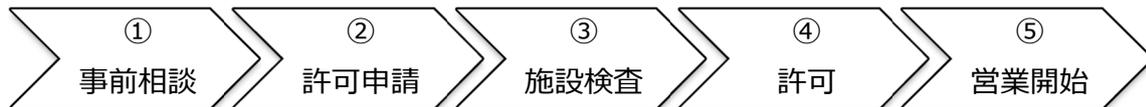
営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することができます。

2. 旅館業許可の取得について

【手続きの流れ】

旅館業法に基づく許可を受けるためには、営業施設の所在地を管轄する保健所にて申請が必要です。

許可取得までの流れは以下のとおりです。



①事前相談

申請場所・構造設備等について、施設付近の地図や図面等をお持ちのうえ、必ず事前に保健所窓口（P8参照）でご相談ください。

事前に保健所に連絡して、担当者と来庁時間を相談してください。

②許可申請

許可申請に必要な書類（P9参照）を揃えて、保健所窓口にご提出ください。

事前に保健所に連絡して、担当者と来庁時間を相談してください。

○提出部数：1部

開設届の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。）

③施設検査

施設が構造設備基準（P17参照）に適合していることを確認するため、保健所職員による立入検査を行います。構造設備基準等を満たしていることが確認されるまでは、許可を得ることはできません。

④許可

立入検査の結果等を踏まえて審査を行い、許可基準に適合していれば許可証が交付されますが、下記ア～エに該当する場合は許可を得られないことがあります。

なお、申請施設が下記エに該当する可能性がある場合、保健所から関係機関へ照会を行うため、事務処理に時間がかかります。

ア 施設が構造設備基準を満たさないとき

イ 申請者が、次の1～8に当てはまる場合

- 1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に従反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しないもの（8において「暴力団員等」と記載する。）
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 申請者が法人であって、その業務を行う役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ウ 施設の設置場所が公衆衛生上不相当であるとき

エ 施設の設置場所が以下の施設の敷地の周囲おおむね 100mの区域内にあり、その設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがある場合

- 1 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校等）
- 2 幼保連携型認定こども園
- 3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等）
- 4 社会教育に関する施設（公民館、図書館、都市公園、博物館等）

⑤営業開始

○営業にあたっては、衛生措置の基準（P21 参照）を遵守して下さい。

○宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載し、3年間保存することが義務づけられています。また、宿泊者が日本に住所を有しない外国人の場合は、パスポートのコピーの保存が必要です。

○宿泊者等への対応

※宿泊者に対して、騒音の防止、ゴミの処理、火災防止、緊急時の対応等必要な事項の説明を行ってください。

※地域住民、宿泊者等からの苦情及び問合せに対しては、誠実かつ迅速に対応してください。

○旅館業には宿泊拒否の制限があります。

※旅館業営業者は以下に示す場合を除き、宿泊を拒んではいけません。

- (1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者であるとき。(法第5条第1項第1号)
- (2) 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。(法第5条第1項第2号)
- (3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供が著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令(以下、「規則」という。)で定めるものを繰り返したとき。(法第5条第1項第3号)
 - (ア) 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求(宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第2項に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。)(規則第5条の6第1号)
 - (イ) 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律第8条第1項の不当な差別的扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。)を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの(規則第5条の6第2号)
- (4) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。(法第5条第1項第4号)
- (5) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれが認められるとき。(条例第5条第1号)
- (6) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。(条例第5条第2号)

※次に該当する場合も**新規許可**を受ける必要があります。

①施設の大規模増改築(許可取得時と同一性を失う場合)

例) 50%以上の内部改造、100%以上の増改築

②施設を移転する場合

③営業種別を変更する場合

例) ホテル・旅館↔簡易宿所

など

【他法令に基づく手続きについて】

営業を始めるにあたり、**旅館業法以外にも関係法令を遵守する必要があります。**申請や届出が必要か事前に相談して下さい。

(関係法令の一例)

(1) 建築基準法 建築確認等について	管轄各土木事務所（建築主事のいる市の場合は当該市）の 建築基準法担当又は民間の建築確認検査機関
(2) 都市計画法 用途地域について	所管する市町村・各土木事務所の都市計画担当
(3) 消防法 消防検査、消防用設備の 設置等について	管轄消防機関
(4) 温泉法 温泉の掘削、利用等に関 すること	沖縄県自然保護課・管轄保健所
(5) 廃棄物処理法 一般廃棄物、産業廃棄物 の処理に関する事	管轄保健所・市町村
(6) 食品衛生法 飲食の提供を行う場合	管轄保健所
(7) 浄化槽法 浄化槽を設置する場合	
(8) 水質汚濁防止法 特定施設を設置する場合	
(9) 大気汚染防止法 ばい煙発生施設を設置す る場合 改造・補修工事を行う場 合	

【賃貸契約、管理規約等について】

※トラブル防止の観点から、他者から建物を借り受けて営業を行う場合、旅館業に使用してよいか貸主や賃貸住宅の管理会社に確認を行ってください。また、分譲マンションの場合、管理組合へ事前に相談を行ってください。

※営業開始前に近隣住民等へ事業内容の説明を行う等、地域の理解を得るよう努めてください。

【各保健所窓口一覧】

保健所名	連絡先・住所・受付時間	管轄市町村
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中 2 - 13 - 1 8時半～12時、13時～16時	名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村
中部保健所 生活衛生班	098-938-9787 沖縄市美原 1 - 6 - 28 8時半～12時、13時～16時	宜野湾市、沖縄市、うるま市、 恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉 手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部保健所 生活衛生班	098-889-6799 南風原町字宮平 212 8時半～12時、13時～16時	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西 原町、与那原町、南風原町、 八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村、久米島町
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476 8時半～12時、13時～16時	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438 9時～11時半、13時～16時半	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

【申請手数料】

申請にあたっては、「旅館業法施行条例」に基づき、次の申請手数料が必要となります。銀行又は各保健所内証紙売捌き所等で申請手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、申請書に添付してください。

なお、申請手数料は、申請書を受理した後は、申請を取り下げることになった場合や不許可処分となった場合でも返還できません。

許可申請の種類	申請手数料（円）
旅館業許可申請	22,000 円
旅館業の許可を受けた地位の承継 の承認申請	7,400 円

【許可申請に必要な書類】

許可申請にあたり、下記の書類が必要となります。

必要書類一覧	チェック
(1) 旅館業営業許可申請書（第1号様式） 各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。	<input type="checkbox"/>
(2) 営業施設の構造設備の概要（別紙1-1, 別紙1-2、別紙1-3）	<input type="checkbox"/>
(3) 客室の内訳（様式有り）	<input type="checkbox"/>
(4) 営業施設周辺150mの見取り図	<input type="checkbox"/>
(5) 各階の平面図 施設内の詳しい配置（出入口、調理室、客室、浴室、脱衣所、洗面所、トイレ、寝具保管場所、ビデオカメラ等）が分かるように記載し、客室は面積が分かるように内法で計測した寸法（m）を表示してください。	<input type="checkbox"/>
(6) 消防法令適合通知書	<input type="checkbox"/>
(7) 建築物の検査済証の写し ・検査済証の写しがない場合は、営業施設の所在地を管轄する各土木事務所（建築主事のいる市の場合には当該市）に相談し、建築台帳記載証明書等の確認検査を受けたことを証する書類（確認検査を受けていない場合、建築確認を受けたことを証する書類）を取得してください。 ・住居表示の実施・換地処分等により、検査済証等に記載の住所と現住所の表記が異なる場合は、これら住所が同一であることを示す証明書を市町村から取得し、添付してください。	<input type="checkbox"/>
(8) 用途地域・用途変更に係る確認状況について（様式有り）	<input type="checkbox"/>
(9) 暴力団排除条項に係る様式（様式有り）	<input type="checkbox"/>
(10) 農林漁業体験民宿業の場合（様式有り） 農林漁村余暇活動に必要な役務の内容を記載した書類	<input type="checkbox"/>
(11) 開設者の確認書類 ・開設者が個人の場合：運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書を提示してください。 ・開設者が法人の場合：登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し（原本照印を行ってください）	<input type="checkbox"/>

【申請書記載例】

第1号様式

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

保健所長 殿

住所 ○○市○○1丁目2番地3号

申請者

氏名 沖繩 太郎

氏名又は住所等は、住民票や登記事項証明書等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。

昭和△年△月△日生

(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者氏名)

旅館業許可申請書

下記のとおり、旅館業を営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

営業施設	名称	○○ホテル
	所在地	沖繩市美原○丁目△番地□
営業の種類別		旅館・ホテル 簡易宿所 下宿
営業施設の構造設備		(別紙添付のとおり)
法第3条第2項各号に該当することの有無		有(内容) (無)
省令第5条第1項各号に該当することの有無		有(内容) (無)

添付書類

- 1 営業施設の構造設備を明らかにした図面(第2条第3項に該当する場合にあつては、同項に規定する配置図及び平面図を含む。)
- 2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

営業施設の構造設備の概要

記載例

営業の種類	① ホテル・旅館 2. 簡易宿所 3. 下宿
建 物	1 木造 ・ 鉄筋コンクリート ・ その他 ()
	2 建物全体 5 階建 / 延べ面積 2,000 m ²
	3 旅館業該当部分 1 階～5 階 / 旅館業該当部分延べ面積 1,000 m ²
	4 建築物衛生法に基づく特定建築物に該当 ^(注1) : 無し ・ 有り
給水設備 (飲料用)	① 上水道 (水道直結) ・ 簡易専用水道 (10t 以上のタンク使用)
	2 井戸水・地下水・その他 () → 殺菌装置等 : 有り・無し
排水設備	① 下水道 ・ 2 浄化槽 ・ 3 その他 ()
受付	有り ^(注2) (建物内設置 (1 階) ・ 敷地内管理棟設置)
	無し (代替措置については「別紙 1 - 3」のとおり)
客室	○客室階数 (2) 階 ~ (5) 階
	1 客 室 数 : 15 室 (別添客室の内訳)
	2 定 員 : 50 名 (別添客室の内訳)
	3 ベッド数 : 50 脚 (別添客室の内訳)
	4 延床面積 : 800 m ² (別添客室の内訳)
	5 寝具類の数 : 50 名分 ※定員数以上有すること
	6 寝具格納保管設備 有り (各室 ・ 一括(リネン庫)) ・ 無し
	7 更衣戸棚 : (衣類・携帯品収納場所) : 有り ・ 無し
	8 他の客室廊下等の仕切 : 壁 ・ 板戸 ・ ふすま ・ その他 ()
9 開口部・換気設備 : 窓 ・ 換気扇 ・ その他 ()	
洗面所	① 部屋付
	2 共同 (箇所、 蛇口 個、 洗面用器 個)
トイレ	① 部屋付
	2 共同 ①男女別区分 : 有り ・ 無し (男女兼用) ②箇所数 : 箇所 ③設置場所 : 階 ④便器数 : (大 個・小 個・兼用 個・身障者用 個)
	3 流水式手洗い設備 : トイレ室内 ・ トイレ室外(設置場所 :)
	4 衛生害虫等防止設備 : 有り (網戸 ・ その他 ()) 無し (窓等の開口部無し)

(注 1) 旅館業該当部分延べ面積 3,000 m²以上の場合、特定建築物に該当し、別途届出が必要

(注 2) 緊急時対応、宿泊者の本人確認、宿泊者等の出入状況、鍵の受け渡し等を適切に実施できる玄関帳場又はフロント(原則として従業員等が常駐する玄関帳場又はフロント)が同一敷地内に設置されている場合に「有り」を選択すること

		記載例
浴室	1	(1) 設置の有無：有り・無し 有りの場合 → 部屋付(浴槽付浴室・シャワー室) その他() 共有(浴槽付浴室・シャワー室・その他()) 無しの場合 → 近接公衆浴場の住所・名称：()
		(2) 共同浴室(一人毎に入浴)：無し・有り 有りの場合 → 男子用 階・女子用 階・男女兼用 階
		(3) 大浴場(多人数で入浴可能)：無し・有り ^(注3) 有りの場合 → 設置場所：男子用 3 階・女子用 3 階 浴槽数：男子用 2 槽・女子用 2 槽
		(4) サウナ等：無し・有り ^(注3)
	2	浴室床面材質：コンクリート・タイル・その他()
	3	浴室内使用水：上水道・簡易専用水道・井戸水・地下水・その他()
調理場	4	貯湯槽の有無：無し・有り ^(注4) 有りの場合 → 設置温度 60 ℃(加熱方法：ボイラー(電気))
	5	循環式浴槽の有無 ^(注5) ^(注6) ：無し・有り 有りの場合 → ○循環式浴槽数：男子用 槽・女子用 槽 ○ろ過器 ^(注7) ：男子用 基・女子用 基 ○循環配管・浴槽水の消毒方法(薬剤) ^(注8) ：塩素系・その他() ○浴槽水の換水 ^(注9) ：毎日換水・連日使用型(換水頻度 回/日)
	6	気泡発生装置等の有無：無し・有り ^(注10) 有りの場合 → ジャグジー・ジェット噴射・打たせ湯・ミストサウナ・その他()
食堂	有り・無し 有りの場合 → 衛生害虫等防止設備(有り(網戸)・その他()) 無し(窓等の開口部無し)	
プール設備	有り ^(注11) (プール数：1)・無し	

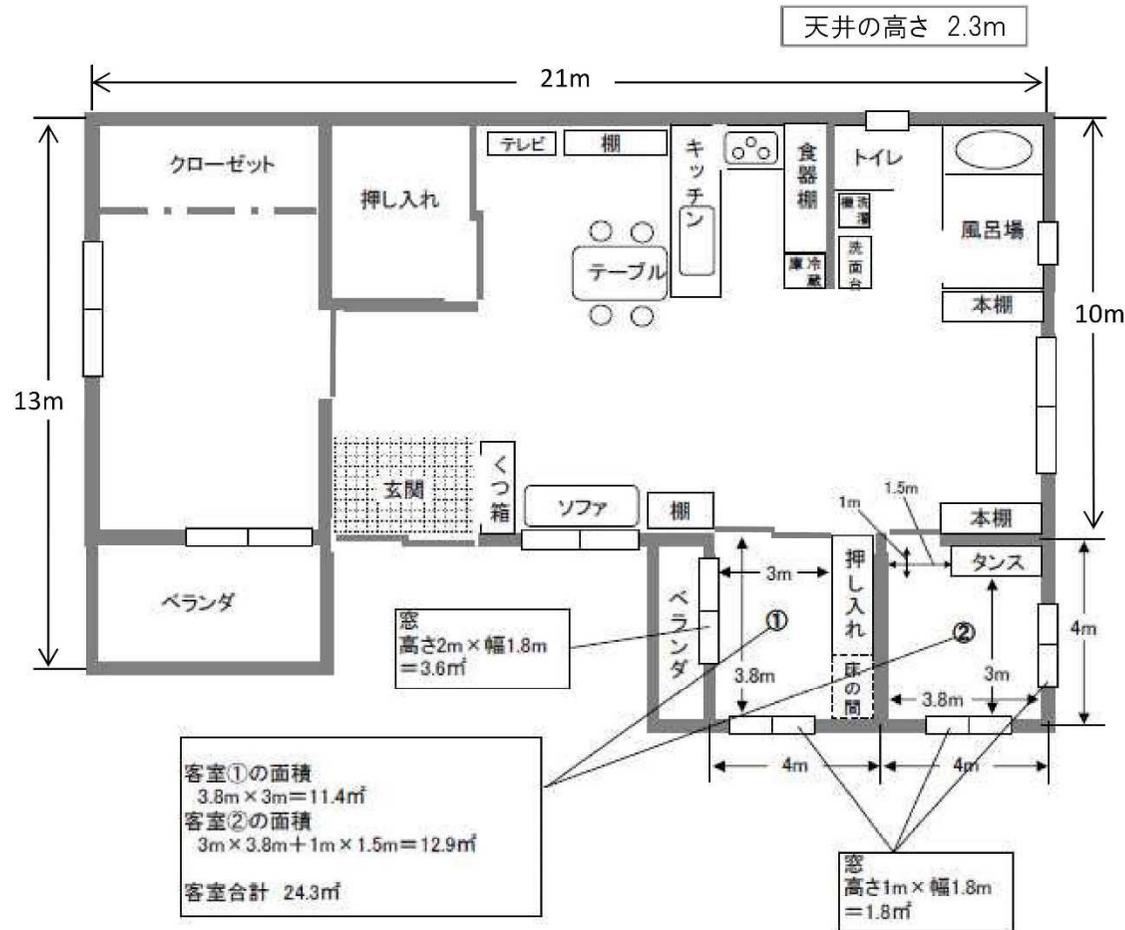
(注3) 大浴場・サウナ等の利用対象が宿泊者以外の一般外来客も含む場合は、別途許可が必要
(注4) 摂氏 60℃以上に保つ加温装置の設置が必要、これが難しい場合は浴槽内の消毒設備完備のこと
(注5) 循環式とは、ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる形式のこと
(注6) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと
(注7) ろ過器の逆洗浄ができる構造であること
(注8) 薬剤の投入場所は、ろ過器の前に設置すること
(注9) 浴槽水は、毎日換水若しくは1週間に1回以上完全に換水すること
(注10) 気泡発生装置を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと
(注11) プールの設備基準については、「遊泳用プールの衛生基準について」に拠ること
(注12) おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること
(注13) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により確認を行う場合は、常時鮮明な画像により確認できるものであること。

玄関帳場等の代替措置

記載例

<p>①緊急時対応体制 (注12)</p>	<p>緊急時対応者 住 所 (〇〇市〇〇5丁目4番地6) 所属・氏名 () 連 絡 先 (〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)</p> <hr/> <p>申請者と緊急時対応者との関係 ホテル・旅館営業の場合 → 従業員 (本人を含む) ・ 委託契約 簡易宿所営業・下宿営業の場合 → 従業員 (本人を含む) ・ 委託契約 ・ 親族 ・ その他 ()</p>
<p>②宿泊者の本人確認方法 (注13)</p>	<p>対面 ・ 対面以外</p> <hr/> <p>対面の場合 → 対面場所 (フロント)</p> <hr/> <p>対面以外の場合 → ビデオカメラ ・ その他 ()</p>
<p>③宿泊者等の出入状況 確認方法 (注13)</p>	<p>対面 (常時、従業員等が在所) ・ 対面以外</p> <hr/> <p>対面以外の場合 → ビデオカメラ ・ その他 ()</p>
<p>④鍵の受け渡し方法</p>	<p>対面 ・ 対面以外</p> <hr/> <p>対面の場合 → 受渡場所 (フロント)</p> <hr/> <p>対面以外の場合 → 受渡方法 ()</p>

平面図 記入例



1. 入口(玄関)、客室、トイレ、風呂などがわかる建物全体の平面図を作成してください。

※設計図面がある場合は、それを使用してもかまいません。

2. 客室については、その寸法を記載してください。

・押し入れ、床の間、タンス、棚などがある場合は、その部分の面積は客室に含まれません。

・実際に測定した寸法を記載してください。
(設計図に記載されている寸法は柱の中心からの寸法を記載しているため実際に測定した寸法の方が小さくなります。)

※左図の場合、①の設計図上の面積は $4 \times 4 = 16 \text{ m}^2$ となりますが、実際に測定した $3 \times 3.8 = 11.4 \text{ m}^2$ が客室面積となります。

3. 客室の窓の面積も測定してください。

4. 天井の高さも測定してください。

上記2~4で測定した客室面積、窓の面積、天井の高さを『客室の内訳』に記載してください。

3. 旅館業許可後の手続き（変更、廃止、承継）について

【変更届出】

許可申請事項（営業者の住所、法人の代表者や住所、施設の名称、施設の構造など）に変更があった場合、変更後 10 日以内に変更届出を提出してください。

※施設の大幅な変更を行う場合は、新規許可が必要になる可能性がありますので、事前に保健所までご相談ください。

（必要書類）

- ・ 旅館業営業許可・承認承認申請書記載事項変更届書（第 8 号様式）
- ・ 変更内容に応じて下記の書類

変更の内容	必要書類
施設の名称を変更した場合	—
営業者の次の内容の変更があった場合 [個人の場合] 住所、氏名（改姓等） [法人の場合] 住所、名称、代表者の氏名	[個人の場合] 変更内容が確認できる法的書類（住民票抄本など） [法人の場合] 登記事項証明書
増築・改築を行う場合	新旧平面図及び構造設備の概要
その他	変更内容が確認できる書類

【停止・廃止の届出】

営業施設の全部又は一部を停止又は廃止した場合、停止又は廃止後 10 日以内に旅館業営業停止・廃止届書（第 9 号様式）を提出する必要があります。また、廃止の場合は営業許可証を添付してください。

【承継の承認】

事業の譲渡、個人の相続又は法人の合併・分割により、経営許可を受けた地位を承継するためには、事前に都道府県知事の承認を受ける必要があります。

承継の種類	必要書類
事業の譲渡	(1) 旅館業営業承継承認申請書（譲渡用）（第2号様式の2） (2) 営業の譲渡を証する書類 (3) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
法人の合併	(1) 旅館業営業承継承認申請書（合併用）（第3号様式） (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し
法人の分割	(1) 旅館業営業承継承認申請書（分割用）（第3号様式の2） (2) 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
個人の相続	(1) 旅館業営業承継承認申請書（相続用）（第4号様式） (2) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し (3) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書（第5号様式）

4. 構造設備の基準

	ホテル・旅館営業	簡易宿所営業	下宿営業
建物の位置	●高燥で排水の良好な場所であること		—
客室要件	○一客室の床面積は、7m ² （寝台を置く客室にあっては9m ² ）以上	○客室の延床面積33m ² （宿泊者数が10人未満の場合は、1人あたり3.3m ² 以上） ○階層式寝台を有する場合には、上段下段間隔はおおむね1m以上	●客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること
	●調理場、便所、下水溝等から適当な距離を設け、臭気の及ばない構造であること		—
	●換気及び採光に必要な開口部は、自由に開閉できる窓又はそれに代わる構造設備であること		
	●客室は、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること		
●客室ごとに紙くず入れを備え付けること		—	
寝具類	●寝具類は、収用定員に応じて十分な数を備えること		●適当な数の寝具を有すること
玄関帳場等	○宿泊者との面接・宿泊者の確認を行うに適する玄関帳場等の設備を有すること（◇緊急時対応・宿泊者名簿記載・鍵受渡し・宿泊者以外の出入状況確認が可能な設備 ¹⁾ ）	□ホテル・旅館営業に準じて設置 ^(注1)	□ホテル・旅館営業に準じて設置 ^(注1)
換気等設備	○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること		
浴室	○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備（近接公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く）を有すること ^(注2)		
	●外部から見通せない構造であること		□ホテル・旅館営業、簡易宿所営業に準じて設置
	●汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること		
	●脱衣室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること		
●貯湯槽・ろ過器・回収槽・気泡発生装置・水位計・調整箱・露天風呂がある場合：注3参照			
洗面設備	○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること ^(注2)		
便所	○適当な数の便所を有すること ^(注2)		
	●調理室と接続して設けられていないこと		□ホテル・旅館営業、簡易宿所営業に準じて設置
	●便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること		
	●窓その他開口部には、ねずみ、衛生害虫等を防ぐ構造設備があること		
●流水式手洗い設備が設けられていること			
調理室	●換気、採光及び照明が十分であり、掃除に便利な構造であること		□設置する場合は、ホテル・旅館営業、簡易宿所営業に準じて設置
	●窓その他の開口部には、ねずみ、衛生害虫等を防ぐ構造設備があること		
施設が学校等の周囲おおむね100mの区域内にある場合	○施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること	—	—
宿泊施設の一体性	●建物の一部を宿泊施設とする場合の構造は、一体性を保つこと ^(注4)		

※当該基準以外についても、公衆衛生・善良の保持等の観点から必要な措置を求める場合があります。

※表及び注1～4中の下記記号は、各事項の根拠となる法令等を示しています。

- → 旅館業法施行令
- ◇ → 旅館業法施行規則
- → 沖縄県旅館業法施行条例等
- → 衛生管理要領

注1 玄関帳場等の代替機能設備

- 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていること。
 - (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
 - (2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
 - (3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

注1 宿泊者名簿の正確な記載

- 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当する ICT を活用した方法等により行うこと。
 - (1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
 - (2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。

注2 浴室・洗面設備・便所の構造設備基準

- 簡易宿所営業は、宿泊場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設であることを踏まえ、浴室（脱衣室）・洗面設備・便所等の共有設備は、独立して使用可能であること。

旅館・ホテル営業においても、これらの設備を多人数で共用する場合は、簡易宿所営業と同様に独立して使用可能であること。

注3 旅館・ホテル営業・簡易宿所営業における浴室のその他構造設備基準（水道以外の水を使用する場合、貯湯槽・ろ過器・回収槽・気泡発生装置・露天風呂・水位計・調整箱がある場合）

- 原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する湯水は、その水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。
- 貯湯槽は、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) 貯湯槽内の湯水全体の温度を通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、レジオネラ

属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うことができる設備を設置すること。

- (イ) 貯湯槽は、完全に排水することができる構造であること。
- 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- 浴槽水を浴槽とろ過器との間を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) ろ過器は、1時間当たりで浴槽の定量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
 - (イ) ろ過器の前に集毛器を設置すること。
 - (ウ) 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。
 - (エ) 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。
 - (オ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収槽へ送るための配管は、直接循環配管に接続しないこと。
 - (イ) 回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。
- 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、気泡発生装置は、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) 気泡発生装置等は、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと。
 - (イ) 点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり並びに浴槽水並びに貯湯槽及び調節箱の湯水が入らない構造であること。
- 水位計を設置する場合は、水位計は、配管内を洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- 配管は、内部の浴槽水を完全に排水することができる構造であること。
- 調節箱を設置する場合には、調節箱は、清掃が容易に行える位置又は構造になっるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように調節箱の上がり用湯の消毒を行うことができる設備が備えられていること。
- 打たせ湯並びに洗い場の湯栓及びシャワーで使用する湯水は、再利用をした浴槽水を用いる構造でないこと。

- 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

※用語の定義

- ▷ 「原湯」 → 浴槽内の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう
- ▷ 「原水」 → 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう
- ▷ 「上がり用水」 → 洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう
- ▷ 「上がり用湯」 → 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう
- ▷ 「浴槽水」 → 浴槽内の湯水をいう
- ▷ 「貯湯槽」 → 原湯等を貯留する槽（タンク）をいう
- ▷ 「ろ過器」 → 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう
- ▷ 「集毛器」 → 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう
- ▷ 「調節箱」 → 洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう
- ▷ 「循環配管」 → 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう
- ▷ 「連日使用型循環浴槽水」 → 24時間以上完全に換水しないで循環濾過している浴槽水をいう
- ▷ 「回収槽」 → 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽をいう

注4 宿泊施設の一体性について

- 共同住宅等の建物の一部を宿泊施設とする場合の構造は一体性を保つ必要があること。例えば、宿泊施設の区域（廊下等を含む）は建物の同一階を最小単位とする等、宿泊区域と他の区域とは明確に区分すること。

5. 衛生措置の基準

(1) 換気

換気口、窓その他の開口部は、努めて開放し、常に新鮮な外気の供給を行うこと。

(2) 採光及び照明

施設内は、適度な採光又は照度を有するものであること。

(3) 清潔

ア 客室、浴室、便所その他施設の内外は、定期的に掃除すること。

イ ねずみ、衛生害虫等の発生防止及び駆除に努めること。

ウ 感染症患者又はその疑いのある患者を宿泊させたときは、患者の使用した客室その他の場所及び物品は、適当な消毒を施した後でなければこれを使用しないこと。

(4) 寝具類

ア 寝具は、適切に洗濯及び管理を行うこと。

イ 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに、洗濯したものと取り替えること。

(5) 浴室及び脱衣室

ア 浴室及び脱衣室は、換気及び採光をよくすること。

イ 脱衣棚及び脱衣かごは、適宜消毒を施すこと。

ウ 原湯（浴槽に注入する温水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽に注入する水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽内の浴槽水（浴槽に貯めて使用する湯水をいい、浴槽に注入されていない原湯及び原水を除く。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

エ 浴槽に注入し、又は洗い場の湯栓若しくはシャワーに送る湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）は、内部の湯全体の温度を、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つこと。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

オ 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うとともに、設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。

カ 浴槽内の浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽水を除く。）は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯及び原水を供給することにより溢（い）水（すい）させ、清浄に保つこと。

キ 浴槽内の浴槽水は、毎日、完全に換水すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）との間で循環させて再利用をする場合には、1週間に1回以上を完全に換水すること。

ク 浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の衛生措置の基準によること。

（ア）ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。

（イ）浴槽は、1週間に1回以上、清掃すること。

ケ 循環配管（浴槽水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

コ 水位計の配管は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

サ シャワーは、次の衛生措置の基準によること。

（ア）1週間に1回以上、内部の湯水を換水すること。

（イ）6月に1回以上、内部を点検し、必要に応じて洗浄及び消毒を行うこと。

（ウ）1年に1回以上、洗浄及び消毒を行うこと。

シ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンを使用し、次の衛生措置の基準によること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤及び結合塩素のモノクロラミンが使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く当該衛生措置の基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めたものについては、この限りでない。

（ア）塩素系薬剤を使用する場合には、浴槽水に含まれる遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。

（イ）結合塩素のモノクロラミンを使用する場合には、浴槽水に含まれる結合残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。

（ウ）（ア）及び（イ）の測定結果は、測定の日から3年間保存すること。

- ス 浴槽とろ過器との間を循環している浴槽水を、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用して消毒を行う場合には、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンは、ろ過器の直前に投入すること。
- セ 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- ソ 集毛器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水に混入した毛髪その他の異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- タ 調節箱（洗い場の湯栓やシャワーに送る上がり用湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うこと。
- チ 水質検査は、浴槽内の浴槽水を毎日完全に換水している場合にあっては1年に1回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用して消毒を行っている連日使用型循環浴槽水（24時間以上完全に換水しないで循環ろ過している浴槽水をいう。以下同じ。）を使用している場合にあっては1年に2回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用しないで消毒を行っている連日使用型循環浴槽水を使用している場合にあっては1年に4回以上行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。
- ツ チに規定する水質検査の結果、水質がウで規定する基準に適合しない場合には、その旨を知事に届け出ること。
- テ 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供しないこと。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難い場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽の縁からあふれた湯水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）へ湯水を送るための配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンで消毒を行い、浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供すること。
- ト 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、次の衛生措置の基準によること。
- (ア) 定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 - (イ) 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
 - (ウ) 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
- ナ 打たせ湯並びに上がり用水及び上がり用湯には、再利用をした浴槽水を使用しないこと。
- ニ 連日使用型循環浴槽水は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させて浴槽とろ過器との間を循環させることにより、清浄に保つこと。

又 入浴者の見やすい場所に、入浴者が遵守しなければならない事項を掲示する等、入浴者に公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意を呼びかけること。

ネ 浴槽水を河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

(6) 洗面所

ア 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

イ 洗面容器は、常に清潔に保ち、洗面具は、消毒したものを提供すること。

(7) 便所

ア 便所は、防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。

イ 手洗い用として消毒液、石けん等を常備すること。

(8) 日常の管理

衛生管理のための自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に衛生管理について周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に関する責任者を定めること。

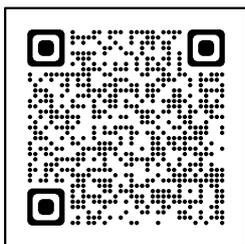
6. その他

旅館業法の法令や通知等については下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。
また、届出様式等は沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。

【厚生労働省ホームページ】

旅館業のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110603.html>



【沖縄県薬務生活衛生課ホームページ】

旅館業に関すること

<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1006591/1006594/1006598/1006626/index.html>

